

令和 8 年 8 月 2 0 日

五所川原市教育委員会
令和 8 年 第 8 回 定例会
提 案 事 件 綴

五所川原市教育委員会

目

次

- | | | | | |
|---|--------|--|---|---|
| 1 | 議案第19号 | 議案に対する意見について（五所川原市立佞武多の
館設置条例の一部を改正する条例の制定について） | P | 1 |
| 2 | 議案第20号 | 議案に対する意見について（五所川原市ふるさと交
流圏民センター設置条例の一部を改正する条例の制
定について） | P | 6 |

議案第 19 号

議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規程により五所川原市長から意見を求められた下記議案に意見を申し出ることについて、議決を求める。

記

1 意見を求められた議案

五所川原市立佞武多の館設置条例の一部を改正する条例の制定について

2 改正理由

現在、立佞武多の館 2 階の「美術展示ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）」は入館料のみが設定されており、貸室利用料金が設定されていない。ギャラリーを活用した芸術・文化活動の振興、普及、各種催事開催における施設利用促進等に資するため、ギャラリーを一般向けに開放することとし、貸室利用料金を設定するため。

3 改正内容

別表 1 から美術展示ギャラリー入館料を別表 2 として独立させ、別表 2 を別表 3 として、美術展示ギャラリーの貸室利用料金を新設する。

また、全面利用や区画パネルを利用した分割利用（半面）についても料金を設定する。

4 改正案

別紙のとおり

5 施行期日

令和 8 年 11 月 1 日

議案第 号

五所川原市立佞武多の館設置条例の一部を改正する条例の制定について

五所川原市立佞武多の館設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年 月 日提出

五所川原市長 佐々木 孝 昌

五所川原市立佞武多の館設置条例の一部を改正する条例

五所川原市立佞武多の館設置条例（平成17年五所川原市条例第159号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前			
別表（第9条、第12条関係）			別表（第9条、第12条関係）			
1 立佞武多展示室利用料金			1 立佞武多展示室、 <u>展示ギャラリー</u> 利用料金			
区分	普通入館料	年間入館料	区分	普通入館料		年間入館料
				<u>立佞武多展示室</u>	<u>美術展示ギャラリー</u>	
大人	840円以下	3,140円以下	大人	840円以下	<u>310円以下</u>	3,140円以下
高校生	520円以下		高校生	520円以下	<u>100円以下</u>	
小・中学生	310円以下		小・中学生	310円以下		
未就学児	無料	無料	未就学児	無料	<u>無料</u>	無料
2 <u>美術展示ギャラリー</u> 利用料金						
<u>区分</u>		<u>入館料</u>				
<u>企画展示（市が収蔵する美術品等を活用して行う展示をいう。以下同じ。）</u>		大人310円以下 高校生以下無料				
<u>特別展示（企画展示以外の展示をいう。）</u>		市長がその都度定める額				
3 貸室利用料金			2 貸室利用料金			
区分		利用料金（1時間当たり）	区分		利用料金（1時間当たり）	
1 階多目的ホール		略	1 階多目的ホール		略	

2階美術展示ギャラリー	1,100円以下
5階会議室 1	略
略	

備考

- 1 営利を目的として利用する場合の利用料金は、当該利用料金の1.5倍の額とする。
- 2 美術展示ギャラリー内で開催する催物の準備、撤収等のみを行うために利用する場合の利用料金の額は、この表に定める利用料金の2分の1に相当する額とする。ただし、営利を目的として利用する場合においては、この限りでない。
- 3 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、この表に定める利用料金のほか、当該超過し、又は繰り上げる1時間につき備考1及び備考2により算定する1時間当たりの額の5分の1に相当する額を加算する。この場合において、1時間に満たない時間は、30分以上は切り上げ、30分未満はこれを切り捨てる。
- 4 美術展示ギャラリーの利用面積が半分の場合の利用料金は、この表に定める利用料金及び備考1から備考3までにより算出した利用料金の2分の1に相当する額とする。
- 5 備考1から備考4までにより算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 業務用施設利用料金

表 略

5 学びの広場、遊びの広場利用料金

表 略

5階会議室 1	略
略	

備考 営利を目的として利用する場合の利用料は、当該利用料の1.5倍の額とする。

3 業務用施設利用料金

表 略

4 学びの広場、遊びの広場利用料金

表 略

6 駐車場利用料金

表 略

5 駐車場利用料金

表 略

※下線部分は改正部分

附 則

この条例は、令和8年11月1日から施行する。

提案理由

美術展示ギャラリーの利用料金を改めるため提案するものである。

議案第 20 号

議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規程により五所川原市長から意見を求められた下記議案に意見を申し出ることについて、議決を求める。

記

- 1 意見を求められた議案
五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 改正理由
ふるさと交流圏民センターの使用料が設定されていない喫茶コーナー及び臨時売店の使用料を設定することに伴い、所要の改正を行うため。
- 3 改正内容
別表に喫茶コーナー及び臨時売店の使用料を規定する。
- 4 改正案
別紙のとおり
- 5 施行期日
令和 9 年 1 月 1 日

議案第 号

五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年 月 日提出

五所川原市長 佐々木 孝 昌

五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例の一部を改正する条例

五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例（平成20年五所川原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																																						
（指定管理者による管理） 第14条 略 2～5 略 6 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第3条から第6条まで、第8条、第9条第2項、第10条、第12条及び前条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。 7 略 別表（第9条関係） コンサートホール 表 略 ふるさと交流ホール 表 略 リハーサル室・研修室（和室）・楽屋ほか	（指定管理者による管理） 第14条 略 2～5 略 6 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第3条から第6条まで、第8条、第9条第2項、第10条、第12条及び第13条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。 7 略 別表（第9条関係） コンサートホール 表 略 ふるさと交流ホール 表 略 リハーサル室・研修室（和室）・楽屋ほか																																																						
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">基本区分（円）</th><th colspan="3">複合区分（円）</th></tr><tr><th>9時～ 12時</th><th>13時～ 17時</th><th>18時～ 22時</th><th>9時～ 17時</th><th>13時～ 22時</th><th>9時～ 22時</th></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第7楽屋</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区分	基本区分（円）			複合区分（円）			9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時	略							第7楽屋	略						<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">基本区分（円）</th><th colspan="3">複合区分（円）</th></tr><tr><th>9時～ 12時</th><th>13時～ 17時</th><th>18時～ 22時</th><th>9時～ 17時</th><th>13時～ 22時</th><th>9時～ 22時</th></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第7楽屋</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区分	基本区分（円）			複合区分（円）			9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時	略							第7楽屋	略					
区分		基本区分（円）			複合区分（円）																																																		
	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時																																																	
略																																																							
第7楽屋	略																																																						
区分	基本区分（円）			複合区分（円）																																																			
	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時																																																	
略																																																							
第7楽屋	略																																																						

喫茶コーナー	1,870	2,490	2,990	4,360	5,480	7,350
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

備考 略

臨時売店

区分		使用料
臨時売店による 区画の使用(自動 販売機を除く。以 下同じ。)	1平方メートルにつき	600円／1回

備考 臨時売店の設置場所は、建物の内外を問わず、敷地内に設置する場合とし、設置面積について1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算する。

※下線部分は改正部分

備考 略

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。

提案理由

新たに喫茶コーナー及び臨時売店に係る使用料を定めるため提案するものである。